

健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

令和4年1月1日から

○傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- ・この改正は、令和4年1月1日から施行されます。
- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

		療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給	

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して
1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

		療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	

通算1年6か月

※支給開始日から通算して
1年6か月まで支給

出典：(厚労省)『令和4年1月1日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます』

傷病手当金の支給決定における労災給付情報の照会について

厚生労働省は、全国健康保険協会理事長と健康保険組合理事長あてに「傷病手当金の支給決定における労災給付情報の照会について」を发出了しました。

これは、来年1月1日に施行となる傷病手当金の支給期間通算化に関連して、労災給付を受けている可能性のある被保険者について、被保険者の同意を得ることなく、労働基準監督署に対して受給状況の確認ができるというものです。

労災給付を受ける場合は、傷病手当金を支給しないため、労災の受給状況を確認する必要があるとしています。